

## 公益財団法人理容師美容師試験研修センター役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターの役員（以下「役員」という。）に対し、その職務の執行の対価として支給する報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 常勤役員 公益財団法人理容師美容師試験研修センター職員就業規程（平成25年4月1日）第16条に規定する休日を除き、原則として常時勤務する役員
- 二 非常勤役員 前号以外の役員

### (常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬は年額とし、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、それぞれ一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に基づき算定して得られた俸給及び諸手当（超過勤務手当及び休日給を除く。）の年額を12で除した額を毎月25日（その日が就業規程第16条に規定する休日の場合は、その前日とする。）に、その月に支給すべき全額を本人が指定した金融機関の口座に振込の方法により支給する。ただし、算定した年額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 一 理事長 行政職俸給表（一）10級1号俸
- 二 副理事長 行政職俸給表（一）9級20号俸

### (非常勤役員の報酬)

第4条 非常勤役員の報酬は日額とし、その職務を執行した日数に応じてその職務を執行した日に現金で支給する。ただし、本人が希望した場合は、職務を執行した日の翌日から7日以内に指定する金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

- 2 前項の日額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、それぞれ給与法に規定する俸給月額を21で除した額とし、これ百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
  - 一 前条第1号に掲げる役員 行政職俸給表（一）10級1号俸
  - 二 前条第2号に掲げる役員 行政職俸給表（一）9級20号俸
  - 三 前二号以外の役員 行政職俸給表（一）9級1号俸

## 附 則

この規程は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターの設立登記の日から施行し、財団法人理容師美容師試験研修センター役員給与規程（以下「旧規程」という。）は廃止する。ただし、平成22年3月31日までの間は、第3条により算定した額と旧規程による額を比較し、いずれか低い額を支給する。

## 附 則

この規程は、平成27年6月25日より施行する。